(下線の部分は改正部分)

ワクチン(シードロット製剤を除く。)の部

<u>牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢2価・牛パラインフルエンザ・牛</u> RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン

1 定義

弱毒牛伝染性鼻気管炎ウイルス、弱毒牛パラインフルエンザ3型ウイルス、弱毒牛RSウイルス及び弱毒牛アデノウイルス (7型) を培養細胞でそれぞれ増殖させて得たウイルス液を混合し、凍結乾燥したワクチン (以下この項において「乾燥生ワクチン」という。)と牛ウイルス性下痢ウイルス1型及び2型を培養細胞でそれぞれ増殖させて得たウイルス液を不活化し、混合したワクチン (以下この項において「液状不活化ワクチン」という。)とを組み合わせたワクチンである。

- 2 製法
- 2.1 製造用株
- 2.1.1~2.1.4 (略)
- 2.1.5 牛ウイルス性下痢ウイルス1型
- 2.1.5.1 名称

牛ウイルス性下痢ウイルス1型Nose/T株又はこれと同等と認められた株

- 2.1.5.2 2.1.5.3 (略)
- 2.1.6 牛ウイルス性下痢ウイルス2型
- 2.1.6.1 名称

牛ウイルス性下痢ウイルス2型KZ-cp/T株又はこれと同等と認められた株

- 2.1.6.2 2.1.6.3 (略)
- 2.2 製造用材料
- 2. 2. 1~2. 2. 4 (略)
- 2.2.5 牛ウイルス性下痢ウイルス1型
- 2.2.5.1 2.2.5.2 (略)

ワクチン(シードロット製剤を除く。)の部

<u>牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢ー粘膜病2価・牛パラインフルエ</u>ンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン

1 定義

弱毒牛伝染性鼻気管炎ウイルス、弱毒牛パラインフルエンザ3型ウイルス、弱毒牛RSウイルス及び弱毒牛アデノウイルス (7型) を培養細胞でそれぞれ増殖させて得たウイルス液を混合し、凍結乾燥したワクチン (以下この項において「乾燥生ワクチン」という。)と牛ウイルス性下痢ー粘膜病ウイルス1型及び2型を培養細胞でそれぞれ増殖させて得たウイルス液を不活化し、混合したワクチン (以下この項において「液状不活化ワクチン」という。)とを組み合わせたワクチンである。

- 2 製法
- 2.1 製造用株
- 2.1.1~2.1.4 (略)
- 2.1.5 牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス1型
- 2.1.5.1 名称

牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス1型Nose/T株又はこれと同等と認められた株

- 2.1.5.2 2.1.5.3 (略)
- 2.1.6 牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス2型
- 2.1.6.1 名称

牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス2型KZ-cp/T株又はこれと同等と認められた株

- 2.1.6.2 2.1.6.3 (略)
- 2.2 製造用材料
- 2.2.1~2.2.4 (略)
- 2.2.5 牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス1型
- 2. 2. 5. 1 2. 2. 5. 2 (略)

- 2.2.6 牛ウイルス性下痢ウイルス2型
- 2. 2. 6. 1 2. 2. 6. 2 (略)
- 2.3 原液
- 2.3.1~2.3.4 (略)
- 2.3.5 牛ウイルス性下痢ウイルス1型原液
- 2. 3. 5. 1~2. 3. 5. 4 (略)
- 2.3.6 牛ウイルス性下痢ウイルス2型原液
- 2.3.6.1~2.3.6.4 (略)
- 2.4 (略)
- 2.5 最終バルク
- 2.5.1 (略)
- 2.5.2 液状不活化ワクチン

<u>牛ウイルス性下痢ウイルス1型原液</u>及び<u>牛ウイルス性下痢ウイルス2型原液</u>を混合し、最終バルクとする。

- 2.6 (略)
- 3 試験法
- 3.1 (略)
- 3.2 ウイルス浮游液の試験
- 3.2.1 ウイルス含有量試験
- 3.2.1.1 牛ウイルス性下痢ウイルス1型及び2型
- 3. 2. 1. 1. 1~3. 2. 1. 1. 3 (略)
- 3.3 (略)
- 3.4 原液の試験
- 3.4.1 (略)
- 3.4.2 迷入ウイルス否定試験

牛伝染性鼻気管炎ウイルス原液について、一般試験法の迷入ウイルス否定試験法 1.1、2.3.1、2.4.1、2.4.2及び2.7.2.1を準用して試験するとき、適合しなければ ならない。

牛パラインフルエンザ3型ウイルス原液、牛RSウイルス原液及び牛アデノウイルス (7型) 原液について、一般試験法の迷入ウイルス否定試験法1.1、2.4.1、2.4.2及び2.7.2.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

- 2.2.6 牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス2型
- 2. 2. 6. 1 2. 2. 6. 2 (略)
- 2.3 原液
- 2.3.1~2.3.4 (略)
- 2.3.5 牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス1型原液
- 2.3.5.1~2.3.5.4 (略)
- 2.3.6 牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス2型原液
- 2.3.6.1~2.3.6.4 (略)
- 2.4 (略)
- 2.5 最終バルク
- 2.5.1 (略)
- 2.5.2 液状不活化ワクチン

<u>牛ウイルス性下痢ー粘膜病ウイルス1型原液</u>及び<u>牛ウイルス性下痢ー粘膜病ウイルス2型原液を混合し、最終バルクとする。</u>

- 2.6 (略)
- 3 試験法
- 3.1 (略)
- 3.2 ウイルス浮游液の試験
- 3.2.1 ウイルス含有量試験
- 3.2.1.1 牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス1型及び2型
- 3. 2. 1. 1. 1~3. 2. 1. 1. 3 (略)
- 3.3 (略)
- 3.4 原液の試験
- 3.4.1 (略)
- 3.4.2 迷入ウイルス否定試験

牛伝染性鼻気管炎ウイルス原液について、一般試験法の迷入ウイルス否定試験法 1.1、2.3.1、2.4.1、2.4.2及び2.7.2.1を準用して試験するとき、適合しなければ ならない。

牛パラインフルエンザ3型ウイルス原液、牛RSウイルス原液及び牛アデノウイルス(7型)原液について、一般試験法の迷入ウイルス否定試験法1.1、2.4.1、2.4.2及び2.7.2.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

<u>牛伝染性リンパ腫ウイルス</u>について、一般試験法の迷入ウイルス否定試験法 2.8.1.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、農林水産大 臣が特に認めた場合には、その方法とする。

ただし、中和用血清は、抗牛伝染性鼻気管炎ウイルス血清(付記2)、抗牛パラインフルエンザ3型ウイルス血清(付記3)、抗牛RSウイルス血清(付記4)及び抗牛アデノウイルス(7型)血清(付記5)を非働化したものを用いる。

- 3.4.3 (略)
- 3.4.4 不活化試験
- 3.4.4.1 (略)
- 3.4.4.2 試験方法

試料2mLを、1mLにつき20cm²以上の培養細胞に接種し、37℃で60分間静置吸着後、ウイルス増殖用培養液を加え、34~36℃で5日間培養し、CPEの有無を観察した後、細胞を10本の小試験管に継代し、5日間培養し、CPEの有無を観察する。培養液を除き、1mL中約10^{5.0}TCID₅₀の<u>牛ウイルス性下痢ウイルス1型Nose株</u>を含むウイルス増殖用培養液1mLずつをそれぞれに加え、34~36℃で7日間培養し、CPEの有無を観察する。

3.4.4.3 判定

観察期間中、<u>牛ウイルス性下痢ウイルス1型Nose株</u>接種前の培養細胞にCPEを認めず、接種後の培養細胞にCPEを認めた場合、活性ウイルス陰性と判定する。 検体に活性ウイルスを認めてはならない。

- 3.5 小分製品の試験
- 3.5.1~3.5.11 (略)
- 3.5.12 力価試験
- 3. 5. 12. 1~3. 5. 12. 4 (略)
- 3.5.12.5 牛ウイルス性下痢力価試験
- 3.5.12.5.1 試験材料
- 3. 5. 12. 5. 1. 1 3. 5. 12. 5. 1. 2 (略)
- 3.5.12.5.1.3 中和試験用ウイルス

牛精巣継代細胞で増殖させた<u>牛ウイルス性下痢ウイルス1型Nose株</u>及び<u>牛ウイル</u>ス性下痢ウイルス2型KZ-91-cp株を用いる。

<u>牛白血病ウイルス</u>について、一般試験法の迷入ウイルス否定試験法2.8.1.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その方法とする。

ただし、中和用血清は、抗牛伝染性鼻気管炎ウイルス血清(付記2)、抗牛パラインフルエンザ3型ウイルス血清(付記3)、抗牛RSウイルス血清(付記4)及び抗牛アデノウイルス(7型)血清(付記5)を非働化したものを用いる。

- 3.4.3 (略)
- 3.4.4 不活化試験
- 3.4.4.1 (略)
- 3.4.4.2 試験方法

試料2mLを、1mLにつき20cm²以上の培養細胞に接種し、37℃で60分間静置吸着後、ウイルス増殖用培養液を加え、34~36℃で5日間培養し、CPEの有無を観察した後、細胞を10本の小試験管に継代し、5日間培養し、CPEの有無を観察する。培養液を除き、1mL中約10^{5.0}TCID₅₀の牛ウイルス性下痢ー粘膜病ウイルス1型Nose株を含むウイルス増殖用培養液1mLずつをそれぞれに加え、34~36℃で7日間培養し、CPEの有無を観察する。

3.4.4.3 判定

観察期間中、<u>牛ウイルス性下痢ー粘膜病ウイルス1型Nose株</u>接種前の培養細胞に CPEを認めず、接種後の培養細胞にCPEを認めた場合、活性ウイルス陰性と判定する。

検体に活性ウイルスを認めてはならない。

- 3.5 小分製品の試験
- 3.5.1~3.5.11 (略)
- 3.5.12 力価試験
- 3. 5. 12. 1~3. 5. 12. 4 (略)
- 3.5.12.5 牛ウイルス性下痢-粘膜病力価試験
- 3.5.12.5.1 試験材料
- 3. 5. 12. 5. 1. 1 3. 5. 12. 5. 1. 2 (略)
- 3.5.12.5.1.3 中和試験用ウイルス

牛精巣継代細胞で増殖させた<u>牛ウイルス性下痢ー粘膜病ウイルス1型Nose株</u>及び 牛ウイルス性下痢ー粘膜病ウイルス2型KZ-91-cp株を用いる。 3.5.12.5.1.4 (略)

3. 5. 12. 5. 2 • 3. 5. 12. 5. 3 (略)

4 (略)

付記1 ウイルス増殖用培養液

1,000mL中

トリプトース・ホスフェイト・ブロス 2.95 g

牛胎子血清 20~100 mL

イーグルMEM 残量

炭酸水素ナトリウムでpHを7.2~7.6に調整する。

牛胎子血清は、牛伝染性鼻気管炎ウイルス、牛パラインフルエンザ3型ウイルス、牛RSウイルス、牛アデノウイルス (7型) 並びに牛ウイルス性下痢ウイル <u>ス1型及び2型</u>に対して抗体陰性のものを用いる。

必要最少量の抗生物質を加えてもよい。

3. 5. 12. 5. 1. 4 (略)

3. 5. 12. 5. 2 • 3. 5. 12. 5. 3 (略)

4 (略)

付記1 ウイルス増殖用培養液

1,000mL中

トリプトース・ホスフェイト・ブロス 2.95 g

牛胎子血清 20~100 mL

イーグルMEM 残量

炭酸水素ナトリウムでpHを7.2~7.6に調整する。

牛胎子血清は、牛伝染性鼻気管炎ウイルス、牛パラインフルエンザ3型ウイルス、牛RSウイルス、牛アデノウイルス (7型)並びに<u>牛ウイルス性下痢ー粘膜</u>病ウイルス1型及び2型に対して抗体陰性のものを用いる。

必要最少量の抗生物質を加えてもよい。

(略)

(略)